

## 四国中央市制度融資 保証料補給フロー

### 1. 中小企業者【セーフティネット保証の認定申請者】

① 取扱金融機関へ相談、制度融資の利用を検討

【対象資金】

- ・四国中央市中小企業経営安定化資金利用者（同時申込に限る）

### 2. 金融機関【取扱金融機関】

② ③ 信用保証協会への事前照会、協議

④ 制度融資申込

- ・「信用保証料補給申請書」（様式第1号）に記名押印

（添付書類）融資申込が確認できる書類（協会様式SH01）の写し

- ・経営安定化資金申込書類（協会様式+α）一式 →四国中央市へ提出

### 3. 四国中央市

④ 申込受付 →審査し仮決定

⑤ 申込書類・⑥の写し →信用保証協会へ送付

⑥ 「信用保証料補給決定通知書」（様式第2号） →申請者へ通知

### 4. 信用保証協会

⑦ 金融機関から保証依頼 →保証審査

⑧ 保証承諾、信用保証書の発行 →金融機関へ送付

### 5. 金融機関

⑨ 融資実行

### 6. 信用保証協会

⑨ 保証料請求 →四国中央市へ

### 7. 四国中央市

⑩ 保証料支払い →保証協会へ

### 8. 中小企業者

⑪ 償還開始（元金のみ）

